【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年９月27日
【会社名】	株式会社マネーパートナーズグループ
【英訳名】	ＭＯＮＥＹ　ＰＡＲＴＮＥＲＳ　ＧＲＯＵＰ　ＣＯ．，ＬＴＤ．
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　奥山 泰全
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目６番１号
【電話番号】	（０３）４５４０－３９００（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ　中西 典彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目６番１号
【電話番号】	（０３）４５４０－３８０４
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ　中西 典彦
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

1【提出理由】

当社は、平成23年９月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社マネーパートナーズグループ第９回新株予約権

(2) 発行数

4,600個（新株予約権１個当たりの目的となる株式数１株。ただし、下記(5)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 発行価格

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。なお、職務執行の対価として割り当てるものであり、有利発行には該当しない。

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 4,600株

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。調整により生ずる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、新株予約権の目的たる株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、平成23年３月期末の１株当たり純資産額（ただし、１円未満の端数は切り上げる。）である31,254円及び平成23年９月15日から割当日までの各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の高値のうち最も高い金額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

(7) 新株予約権の行使期間

平成25年10月１日から平成33年９月29日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社（以下総称して「当社グループ」という。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社グループの取締役、監査役または従業員でない場合であっても、当社グループの取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社グループ各社の就業規則に規定する会社都合退職した場合、または新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

③ 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、１個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(11) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

当社の従業員23名及び当社子会社の従業員85名に対し新株予約権4,600個を割り当てるものとする。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

当社が発行済株式の総数を所有する完全子会社

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との間の取決めの内容は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書において定めるものとする。

(14) 新株予約権を割り当てる日

平成23年９月30日

(15) 新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が本新株予約権を承継するときを除き、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(16) 株式交換及び株式移転時の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当該時点において行使または消却されていない新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に以下の決定方針に基づき承継させることができるものとする。

① 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式とする。

② 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の１株未満の端数は切り捨てる。

③ 新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の１円未満の端数は切り上げる。

④ 新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

以 上